

令和6年7月5日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

日本に居住する再生債権者による申告及び納税について

再生管財人は、再生計画に基づき、再生債権者に対して、金銭、ビットコイン及びビットコインキャッシュによる弁済を実施しており、今後も順次実施していく予定です。日本に居住する再生債権者が当該弁済を受領した場合には、受領した金銭、ビットコイン又はビットコインキャッシュに関して、所得税法等の法令に従い、申告及び納税が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

なお、再生管財人は、上記弁済に関する申告や納税等に関して回答すべき立場ではないため、問合せには回答できません。

以 上